

上場会社の発生事実

法	金融商品取引法
施行令	金融商品取引法施行令
取引規制府令	有価証券の取引等の規制に関する内閣府令
特定上場会社等	上場会社等であって、当該上場会社等に係る直近の有価証券報告書に含まれる最近事業年度の損益計算書において、関係会社に対する売上高（製品売上高及び商品売上高を除く）が売上高の総額の80%以上であるもの（いわゆる純粋持株会社、取引規制府令49条2項）

	重要事実	軽微基準
1	災害に起因する損害または業務遂行の過程で生じた損害（法166条2項2号イ）	損害額が会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の最近事業年度末日における純資産額の3%未満であると見込まれること（取引規制府令50条1号）
2	主要株主の異動（法166条2項2号ロ）	なし
3	特定有価証券または特定有価証券に係るオプションの上場廃止・登録取消しの原因となる事実（法166条2項2号ハ）	社債券・優先株に係る上場廃止・登録取消しの原因となる事実が生じたこと（優先株以外の株券の上場廃止の原因となる事実を除く）（取引規制府令50条2号）

	重要事実	軽微基準
4	財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと、または当該訴えについての判決・裁判によらない完結(法 166 条 2 項 2 号二、施行令 28 条の 2 第 1 号)	<p>a) 訴えが提起された場合 訴額が会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の最近事業年度末日における純資産額の 15%未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後ただちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該敗訴による当該会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 50 条 3 号イ）</p> <p>b) 判決・裁判によらない完結（判決等）の場合 上記 a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合または上記 a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、当該判決等により会社の給付する財産の額が当該会社の最近事業年度の末日における純資産額の 3%未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による当該会社の売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 50 条 3 号ロ）</p>

	重要事実	軽微基準
5	事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと、または当該申立てについての裁判・裁判によらない完結（法 166 条 2 項 2 号二、施行令 28 条の 2 第 2 号）	<p>a) 仮処分申立てがなされた場合 仮処分命令が当該申立て後ただちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該仮処分命令による会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 50 条 4 号イ）</p> <p>b) 裁判・裁判によらない完結（裁判等）の場合 裁判等の日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の売上高の減少額が当該会社の最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 50 条 4 号ロ）</p>
6	免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分（法 166 条 2 項 2 号二、施行令 28 条の 2 第 3 号）	法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該処分による会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 50 条 5 号）
7	親会社の異動（法 166 条 2 項 2 号二、施行令 28 条の 2 第 4 号）	なし
8	債権者その他の当該上場会社等以外の者による破産手続、再生手続、更生手続開始の申立て等（法 166 条 2 項 2 号二、施行令 28 条の 2 第 5 号）	なし

	重要事実	軽微基準
9	手形・小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る）または手形交換所による取引停止処分（法 166 条 2 項 2 号二、施行令 28 条の 2 第 6 号）	なし
10	親会社に係る破産手続、再生手続、更生手続開始の申立て等（法 166 条 2 項 2 号二、施行令 28 条の 2 第 7 号）	なし
11	債務者または保証債務に係る主たる債務者について不渡り等が生じたことにより、当該債務者に対する債権または当該主たる債務者に対する求償権について債務不履行のおそれが生じたこと（法 166 条 2 項 2 号二、施行令 28 条の 2 第 8 号）	債務不履行のおそれのある額が会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の最近事業年度の末日における純資産額の 3%未満であると見込まれること（取引規制府令 50 条 6 号）
12	主要取引先（前事業年度における売上高または仕入高が売上高の総額または仕入高の総額の 10%以上である取引先）との取引の停止（法 166 条 2 項 2 号二、施行令 28 条の 2 第 9 号）	主要取引先との取引停止日の属する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の売上高の減少額が最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 50 条 7 号）
13	債権者による債務免除、第三者による債務引受け・弁済（法 166 条 2 項 2 号二、施行令 28 条の 2 第 10 号）	債務免除額、債務引受額または弁済額が会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の最近事業年度の末日における債務の総額の 10%未満であること（取引規制府令 50 条 8 号）

	重要事実	軽微基準
14	資源の発見（法 166 条 2 項 2 号二、施行令 28 条の 2 第 11 号）	発見された資源の採掘または採取を開始する事業年度開始の日から 3 年以内に開始する各事業年度においていずれも当該資源を利用する事業による会社（特定上場会社等の場合はその企業集団）の売上高の増加額が最近事業年度の売上高の 10%未満であると見込まれること（取引規制府令 50 条 9 号）
15	特定有価証券または特定有価証券に係るオプションの取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実（法 166 条 2 項 2 号二、施行令 28 条の 2 第 12 号）	優先株に係る取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実（優先株以外の株券の取扱有価証券としての指定の取消しの原因となる事実を除く）が生じたこと（取引規制府令 50 条 10 号）
16	特別支配株主（会社法 179 条 1 項に規定する特別支配株主）が当該上場会社等に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたことまたは当該特別支配株主が当該決定に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと（法 166 条 2 項 2 号二、施行令 28 条の 2 第 13 号）	なし